

第三期 【概要版】

山ノ内町 子ども・子育て支援事業計画

計画策定の趣旨

令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、関連政策について諸官庁の取り組みを含め統括する「こども家庭庁」が創設され、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、これまで以上に総合的、一元的なこども政策・施策を推進することとなりました。当町においても、こうした背景・方向性を踏まえ、子ども・子育て支援事業を推進していくことが求められています。

こうした中、「第二期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間の終了を迎えるにあたり、「第三期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第6次山ノ内町総合計画（令和3～12年度まで）									
第二期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画									
					第三期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画				

山ノ内町が目指す基本理念と5つの基本目標

子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり

基本目標1

子育て家庭の支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会全体で支えることによって、さまざまな不安や負担の軽減を図ります。また、子育て家庭が働きやすいよう、さまざまな子育て支援サービスを充実し、さらに、精神的、時間的、経済的なゆとりをもって子育てができるような環境づくりや地域の人材の協力と社会資源の効果的な活用を進めます。

基本目標2

親子の健康の確保と増進

親と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の解消に努めるとともに、食に関する学習の機会を通じて「食育」への理解を促し、その普及を推進します。また、安心して子どもを生み、育てられるよう、関係機関と連携し、小児医療の充実に努めます。

基本目標3

教育環境の整備

一人ひとりの子どもが自分自身のウェルビーイング（※）を大切にしながら、安心して学ぶことができ、生きる力や確かな学力を養うことができる学校環境の整備を進めます。

※ウェルビーイング
心身ともに満たされた状態を表す概念

基本目標4

子育てにやさしい生活環境の整備

子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図るとともに、子どもや子どもを持つ親が安心して生活し外出できる道路交通環境の改善や、子どもを犯罪から守る、地域住民による「見守り」などによる防犯体制の強化を図ります。

基本目標5

要保護児童・家庭への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どもをもつ家庭など、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取り組みや、各種相談体制の充実を図ります。また、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待の防止を図ります。

基本的視点

子どもの幸せを 第一に考える視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場・視点に立ち、その最善の利益が尊重されるよう最大限配慮し、「こどもまんなか社会」を実現していきます。
子どもは次代の親にもなるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的視点を持って取り組みます。
また、こども基本法第11条に基づき、恒常的に子ども等の意見を聴き、施策等に反映させる仕組みの構築に向け取り組みます。

すべての子育て家庭を 支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子育て家庭への支援をしていきます。
妊娠、出産、子育てといった子どもに関わるすべてステージにおいて、切れ目なく保護者の不安や負担、孤立感を和らげるなど、家庭の子育て力を高めることができるよう取り組みます。

地域や社会全体で見守り、 育み、支える視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ、事業者、地域コミュニティなどさまざまな社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体で見守り、育み、支えていくことができるよう取り組みます。

施策の展開

[基本目標]

[施策]

[施策の内容・事業]

基本目標1 子育て家庭の支援

施策1 地域での 子育て支援

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

通常保育の充実／保育園巡回相談／保育園・小学校・子育て支援センターの連携／保育園施設の整備／特別保育事業／子育て支援センター事業／放課後児童クラブ事業／養育支援訪問事業／緊急時の児童一時預かり

(2) 子育て相談・情報提供の充実

子育て支援相談事業／育児相談事業／子育て情報の提供／子育て世代包括支援センター（こども家庭センターの設置）／乳幼児発達支援教室

(3) 児童の健全育成

青少年育成事業／学校開放事業／ジュニアスポーツ事業

施策2 子育てと仕事の 両立支援

(1) 子育てと仕事の両立の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 男女の働き方の見直し

事業所の取組支援

施策3 子育て家庭への 経済的支援

(1) 各種支援制度の充実

児童手当／出産育児一時金の支給／福祉医療費給付金支給事業／小児特定疾患医療／特定疾患／奨学金／就学援助／幼児教育・保育の無償化／給食費の軽減／未熟児養育医療の給付／インフルエンザ予防接種費用の助成／小中学校卒業祝金／高校生通学定期券購入費補助／妊婦のための支援給付金／出産・育児祝金

基本目標2 親子の健康の確保と増進

施策1 親と子どもの 健康づくり

(1) 子どもや親の健康の増進

妊婦一般健康診査事業／産婦健康診査事業／健康教育事業／乳幼児健康診査事業／新生児聴覚検査の助成／訪問指導事業／健康相談事業／乳児家庭全戸訪問事業／離乳食教室／予防接種事業／伴走型相談支援事業／産後ケア事業／尿中塩分測定を活用した減塩・栄養指導事業／元気アップ教室

(2) 食育の推進

食育の啓発／学校給食の充実／保育園給食の充実

(3) 不妊に対する支援

不妊（不育症）治療費補助事業

施策2 保健医療の充実

(1) 小児医療の充実

病院群輪番制事業

[基本目標]

[施策]

[施策の内容・事業]

基本目標3
教育環境の整備

施策1
学校教育の充実

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

ICT活用事業／ALTの活用／元気アップ教室事業／平和親善大使事業（中学校）／キャリア教育の充実（中学校）／ESD（※）の推進

※ESD：持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）。

私たちとその子孫たちが、地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びで、持続可能な社会の担い手を育む教育

(2) 地域とともにある学校づくり

信州型コミュニティスクール学校運営委員会／総合的な学習の時間の充実と地域連携事業の拡充

(3) いじめ・不登校などへの取組

スクールカウンセラー事業／心の教室相談事業（中学校）／はばたき学級（中学校）／教育支援センター

施策2
家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育の充実

家庭教育講座（アットホームプラザ）／いきいきふれんど事業／図書館サービスの充実

(2) 地域の子育て力の向上

青少年地域活動事業

基本目標4
子育てにやさしい生活環境の整備

施策1
子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育て環境の整備

公共施設へのユニバーサルデザイン理念の取り入れ／道路改良事業／公共交通利用者の育成

施策2
安全・安心なまちづくり

(1) 犯罪のない安全・安心なまちづくり

見守り、パトロール活動の推進／防犯対策推進事業／防犯灯設置事業補助

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全活動の推進／交通安全施設の充実／通学路交通安全プログラムの取組

施策3
子どもの居場所・遊び場づくり

(1) 子どもの居場所の充実

放課後児童クラブ事業（再掲）／教育支援センター（再掲）

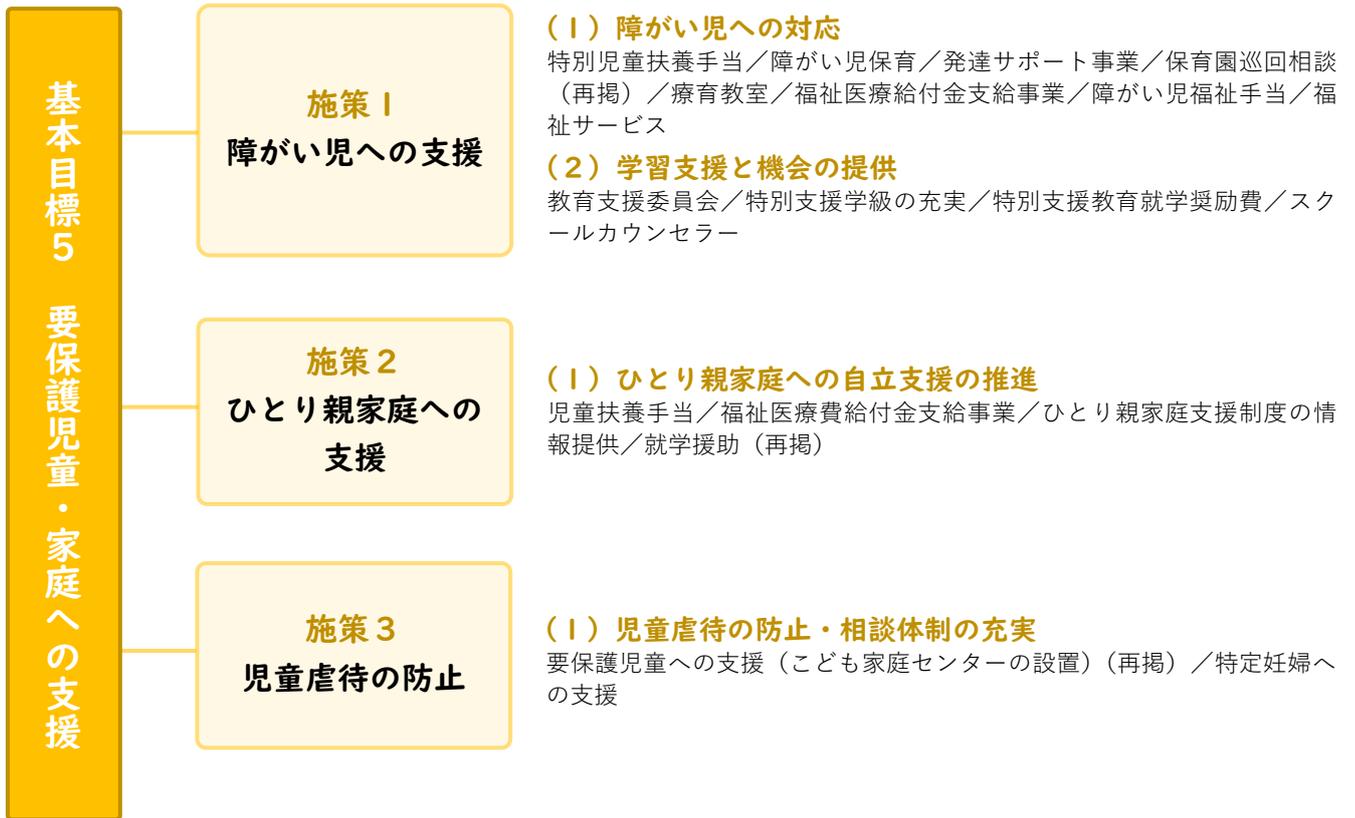
(2) 子どもの遊び場の充実

公園・緑地の整備／身近な遊び場の整備

[基本目標]

[施策]

[施策の内容・事業]



こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見に基づく施策

本計画の策定にあたっては、こども基本法第11条の規定により、こどもやこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴き施策に反映させるべく、中学生を委員とする「まちづくりこども委員会」での意見聴取を行ったほか、子育て現役世代の職員を中心としたワークショップを開催し、具体的な子育て支援施策の提案も求めてきました。

これらの意見や施策提案をもとに、今後5年間で取り組むことが求められている施策について特記します。

- ◇通常保育・延長保育の充実…特色ある保育のPR及びICTの導入を進め、サービスの充実を検討します。
- ◇病児・病後児保育事業…広域連携で対応できないか検討を進めます。
- ◇子育て支援センター事業…妊娠期から出産育児まで継続的にかかわり続ける体制の強化を検討し、施設整備に努めます。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業…家事支援付きベビーシッターのような制度の創設にむけ、調査研究のうえ、実施に努めます。
- ◇多様な主体が参入することを促進するための事業…既存の保育園の特色や地域性を基盤とするより魅力ある保育・幼児教育環境の実現を目的に、公設民営等の運営手法について調査研究を進めます。
- ◇子育て支援策に係る情報発信の充実…当町が取り組んでいる独自の子育て支援策について、町内外により積極的にPRできるよう手段を検討します。
- ◇山ノ内マッチボックス事業…各種検診や相談事業にあわせて、情報提供を図ります。
- ◇通学路への歩道等や公園・緑地の整備…安全な通学路の整備及び町内公園の環境整備を検討します。
- ◇街並みの景観整備と魅力ある飲食店等の誘致…魅力ある店舗等の誘致について調査研究を進めます。
- ◇子育て世帯訪問支援事業…ひとり親家庭、ヤングケアラー等への支援対策として実施に向け取り組みます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画の策定にあたっては、町民の保育・教育・子育て支援サービスの利用状況や利用希望等を把握するため、町内の0～6歳までの就学前のお子さんのいらっしゃる家庭を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート調査の利用意向などに基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策は次のとおりです。

保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定または3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無にかかわらず認定を受けることができます。

認定区分	年齢	保育の必要性の認定	保育の必要量	主な利用施設
1号 教育認定	3～5歳	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号 保育認定	3～5歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育利用）
3号 保育認定	0～2歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 家庭的保育事業

注) 2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

認定ごとの量の見込みと確保方策

将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

単位：人

	3歳-5歳			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
令和7年度	5		128	26	75
令和8年度	5		137	26	66
令和9年度	5		127	25	66
令和10年度	4		124	23	61
令和11年度	4		111	23	58

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育てのニーズに基づいて実施する事業で、子ども・子育て支援法で事業が定められています。事業の概要と当町のニーズに基づく事業量の見込みと確保方策は次のとおりです。

事業	主な担当課	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業（こども家庭センター型） 既存の相談対応体制を活用し、利用者のさまざまな相談支援等のニーズに対応していきます。町の窓口や地域子育て支援拠点等においてきめ細かいニーズの把握、相談対応等に努め、今後の子育て支援環境のあり方についての重要な情報源として、得られた情報を活用していきます。さらに、関連情報の一元化等、集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。	こども未来課 ・ 健康福祉課	か所	1	1	1	1	1
延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。保育所における延長保育として、今後も一定の利用が見込まれることから、各保育所における体制の確保等、今後も対応を進めていきます。	こども未来課	人/月	130	130	130	130	130
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。これまでの実績と同等の確保を図り、ニーズに対応します。	低学年	人/日	101	92	89	83	89
	高学年	人/日	40	37	34	34	32
子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ） 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。これまでの実績はありませんが、今後のニーズの把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。	こども未来課	人/年	4	4	4	4	4
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。町内には子育て支援センター「ゆめっこ」がありますが、より多くの乳幼児及びその保護者が利用しやすい環境整備を図ります。	こども未来課	人/月	93	83	80	76	73
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。当町では保育所等におけるニーズを勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していくものとします。	こども未来課	人/年	540	540	540	540	540
病児・病後児保育事業 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。ニーズはある程度想定されますので、必要な場合には対応できるよう、関連施設機能の確保等を進めてまいります。	こども未来課	人/年	140	140	140	140	140
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。令和6年度から事業を開始し、今後制度の周知及び会員数の拡大を図ります。	こども未来課	人/月	34	31	29	28	29

事業	主な担当課	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健康診査事業 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。	健康福祉課	人/年	50	50	50	50	50
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。乳児の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。	健康福祉課	人/年	50	50	50	50	50
(新) 子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。ニーズはある程度見込めるので、適切な委託先の選定を含め、実施に向けて取り組んでいきます。	こども未来課 ・ 健康福祉課	人/年	387	367	352	340	325
(新) 児童育成支援拠点事業 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの権利の保障と健全な育成を図る事業です。	こども未来課	人/年	2	2	2	2	2
(新) 親子関係形成支援事業 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間による適切な関係性の構築を図る事業です。現状では個別に相談対応していることや、子育て支援センターが同じ悩みや不安を抱える保護者同士が繋がる場としていることから、今後のニーズの把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。	こども未来課 ・ 健康福祉課	人/年	0	0	0	0	0
(新) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに依らない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園制度です。今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。	こども未来課	人/月	0	3	3	3	3
(新) 妊婦等包括相談支援事業 妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。妊娠届出時、妊娠後期、産後2か月時に面談、アンケートを実施します。	健康福祉課	回	150	150	150	150	150
(新) 産後ケア事業 退院直後の母子が医療機関や助産所で心身のケアや育児のサポート等を受けることができ、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。宿泊型、デイサービス型、訪問型がありライフスタイルに合わせたサービスを受けることができます。今後も妊娠届出時、出生届出時に周知をしていきます。	健康福祉課	人/年	91	91	91	91	91

※ (新)：今期計画から新たに位置づける事業等

令和7年1月 山ノ内町